



令和2年3月16日

所 属	尼崎市経済活性課
所属長	西川 欣伸
電 話	06-6489-6670

尼崎城の臨時休館期間の延長について

尼崎城は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、臨時休館とさせていただいているところですが、政府からのイベント自粛の延長要請や、本市を含む県内、近隣都市でも新型コロナウイルス感染者が増加している状況であることなどを鑑み、尼崎城の臨時休館期間を延長させていただきます。

休館延長期間 令和2年3月17日（火曜日）から令和2年3月22日（日曜日）まで

※3月23日（月曜日）は休城日であることから、現時点では3月24日（火曜日）が営業再開予定日となっております。

※今後も状況によっては、休館期間が延長となる可能性がございます。

以 上